

愛媛県土木部土木工事の監督に関する現場技術業務委託
入札後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県土木部が発注する土木工事の監督に関する現場技術業務委託(以下「現場技術業務委託」という。)における入札業務の効率化及び発注期間の短縮化を図り、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、入札後審査型一般競争入札を実施するにあたって必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 現場技術業務委託とは、愛媛県土木部が発注した土木工事において、監督員が実施する現場技術業務の一部を外部委託し、監督員の補助として、監督員に代わり現場技術業務を実施するものをいう。

2 入札後審査型一般競争入札とは、一般競争入札に係る入札前に入札参加申請手続を簡略化し、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)(平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による開札の執行後に最低価格入札者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するものをいう。

(入札の公告等)

第3条 入札執行者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6第1項及び愛媛県会計規則(昭和45年規則第18号。以下「規則」という。)第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ(愛媛県電子入札ホームページを含む。以下同じ。)又は県の掲示板により公告するものとする。

2 入札の公告は、別添標準入札公告例によるものとする。
(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の建設工事等入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)を提出していること。

(3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 当該業務の対象工事に係る施工業者又は当該業者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

(6) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該業務を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

(7) 当該業務に配置を予定する管理技術者及び現場技術員が適正であること。(必要な資格基準等を明示すること。)

(8) その他工事毎に必要なと認める事項

(入札参加資格の決定)

第5条 前条に規定する資格は、当該業務を発注する地方機関において設置する検討委員会等の審査を経て地方機関の長が決定するものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出)

第6条 入札後審査型一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から入札時に入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(様式第2号。以下「確認資料」という。)の提出を求めるとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書及び確認資料の作成方法は、県ホームページに掲載するとともに、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。

3 公告において示す様式は、申請書については様式第1号、確認資料については様式第2号に準じて作成するものとする。

(基本的入札参加資格の事前確認)

第7条 入札執行者は、入札後審査型一般競争入札の入札に参加しようとする者が、第4条第1号から第6号までに規定する入札参加資格を有しているかどうかの確認及び同条第7号及び第8号に規定する入札参加資格に関して、入札執行者が指定した期間に申請書及び確認資料を提出しているかどうかの確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

2 入札執行者は、前項において入札参加資格を有していないと認められた者については、入札参加資格不適合通知書(様式第3号)を送付するとともに、規則第139条に基づき当該入札を無効とする。(当該入札者が、運用基準に定めるやむを得ない事由により、入札執行者の承諾を得て紙入札方式にて入札に参加する者(以下「紙入札参加者」という。)である場合は、当該入札に参加させてはならない。)なお、前項の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

3 前2項の規定による事前確認の内容とその方法については、公告において明らかにするものとする。

(入札説明書の配布)

第8条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載

し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、入札執行機関において配布するものとする。

- (1) 入札に係る説明事項
- (2) 申請書及び確認資料
- (3) 愛媛県建設工事入札者心得
- (4) 設計図書等貸与申請書（閲覧所を設けて閲覧に供する場合）
- (5) その他工事毎に必要と認めるもの（設計図書等の閲覧）

第 9 条 設計図書等は、県ホームページ又は閲覧所において閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等の閲覧期間（閲覧所を設けて閲覧に供する場合は閲覧場所及び閲覧方法を含む。）は、公告において明らかにするものとする。

3 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、入札の期間の初日の前日まで行うものとする。

4 質問書の提出は原則として電子入札システムにより行うものとし、提出方法、受付期間及び受付場所については、公告において明らかにするものとする。

5 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を電子入札システム又は県ホームページにより公表するものとする。質問に対する回答書の公表方法及び公表期間については、公告において明らかにするものとする。

6 質問書の受付期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札の期間の初日の6日（愛媛県の休日を含む。）前までとするものとする。

7 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して3日（休日を含む。）以内に開始し、入札の期間の初日の前日に終了するものとする。

（入札保証金）

第 10 条 入札保証金については、規則第 135 条及び第 136 条の規定により入札見積金額の 100 分の 5 以上の額を納付するものとする。ただし規則第 137 条に該当するものについては免除することがある。

2 入札保証金の免除については、第 7 条第 1 項の規定に基づく事前確認の際に、規則第 137 条に該当するか否かを判断するものとする。

（開札の執行）

第 11 条 開札の執行は、第 7 条の規定に基づく事前確認において、入札参加資格を有していると確認できた者の入札

書を開札の対象とし（紙入札参加者については、入札参加資格を有していることを確認できた者を参加させるものとし）、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札に際し、入札参加者に申請書及び確認資料の提出を求めるとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 入札及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。

4 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を電子入札システムにより通知する。（紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額、業者名を公表の上、後日落札者を決定する旨を口頭により通知する。）なお、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。以下「低入札価格調査実施要綱」という。）の適用を受ける業務にあつては、入札の結果、同要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る入札があつた場合には、同要綱に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う旨を併せて通知する。

（落札決定及び入札参加資格要件の審査）

第12条 入札執行者は、最低制限価格を設定している業務については、開札の執行後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低価格入札者に対して、第4条第7号及び第8号に規定する入札参加資格に関して、確認資料を証する資料（以下「追加資料」という。）の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。また、調査基準価格を設定している業務については、開札の執行後（低入札価格調査を行う場合は、調査を行った後）、落札候補者に対して、第4条第7号及び第8号に規定する入札参加資格に関して、追加資料の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。なお、追加資料は電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により原則として開札執行日中の提出を求めるものとし、提出がなかつた場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者から提出された申請書、確認資料及び追加資料（以下この条において「申請書等」という。）の内容を審査し、入札参加資格を満たしているものと認められる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了するものとする。最低価格入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。なお、同価格の入札を行った者が2者以上である場合は、追加資料の提出を求めるときに電子入札システムによる電子くじを

(契 約 保 証 金)

第 1 4 条 契 約 保 証 金 に つ い て は 、 規 則 第 152 条 及 び 第 153 条 の 規 定 に よ り 契 約 金 額 の 10 分 の 1 以 上 の 額 を 納 付 す る も の と す る 。 た だ し 、 規 則 第 154 条 に 該 当 す る も の に つ い て は 免 除 す る こ と が あ る 。

2 契 約 保 証 金 の 免 除 に つ い て は 、 第 12 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 審 査 の 際 に 、 規 則 第 154 条 に 該 当 す る か 否 か を 判 断 す る も の と す る 。 な お 、 調 査 基 準 価 格 を 下 回 る 入 札 を 行 っ た 入 札 者 と の 契 約 の 場 合 は 免 除 し な い 。

(入 札 の 無 効)

第 1 5 条 公 告 に 示 し た 競 争 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 の な い 者 及 び 虚 偽 の 申 請 を 行 っ た 者 の し た 入 札 並 び に 愛 媛 県 建 設 工 事 入 札 者 心 得 及 び 運 用 基 準 等 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 は 無 効 と す る 旨 を 公 告 に お い て 明 ら か に す る も の と す る 。

(入 札 の 中 止)

第 1 6 条 第 7 条 第 1 項 の 基 本 的 入 札 参 加 資 格 の 事 前 確 認 の 結 果 、 基 本 的 入 札 参 加 資 格 を 有 し て い る と 認 め ら れ る 者 が い な い と き は 、 入 札 を 中 止 す る も の と す る 。

(そ の 他)

第 1 7 条 電 子 入 札 シ ス テ ム に よ り 入 札 を 行 う 場 合 は 、 こ の 要 領 に 定 め る も の の ほ か 、 運 用 基 準 に よ る も の と す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 平 成 20 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 平 成 22 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 平 成 24 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 平 成 26 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 令 和 2 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 要 領 は 、 令 和 4 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。